

家電リサイクル法対象品・パソコン・バイク・その他処理困難物などは、市では処理できません！

家電リサイクル法対象品 洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫

テレビ	エアコン	冷蔵庫
<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウン管式テレビ ・ブラウン管式 VTR内蔵テレビ ・ブラウン管式（チューナー付）ディスプレイモニター ・液晶テレビ ・液晶テレビ（チューナー付）ディスプレイモニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチエアコン ・壁掛型エアコンと室外機（石油、ガス電気併用など） ・床置型エアコンと室外機（石油、ガス電気併用など） ・ウインドエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍庫 ・冷蔵庫 ・冷凍冷蔵庫 ・ワイン庫（ワインセラー） ・チェスト型冷凍庫 ・アップライト型冷凍庫 ・引き出し型冷凍庫

洗濯機・衣類乾燥機

- ・洗濯乾燥機
- ・全自動洗濯機
- ・2槽式洗濯機 など
- ・ガス衣類乾燥機
- ・電気衣類乾燥機など

不用になった家電リサイクル法対象品は、家電リサイクル法に基づき、消費者がリサイクル料金などを負担し、メーカーや販売店が協力して、ガラスや鉄、プラスチックなどの資源化を進め、適正に処理することになっています。

【方法1】販売店に引き取りを依頼

買い替え時等に、販売店に引き取りを依頼する場合もリサイクル料金がかかります。なお、別途必要になる運搬料金は販売店により異なります。

【方法2】家電リサイクル品指定引取場所に自分で搬入

郵便局で家電リサイクル券を購入し、次の家電リサイクル品指定引取場所へ、搬入してください。

▼(株)環境開発立川事業所＝泉町935(株)立飛リアルエステート内208号棟C区画
電話(525)9990 [月曜～土曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)]

▼日通東京西運輸(株)立川取扱所＝泉町935(株)立飛リアルエステート207号棟C区画
電話(524)3217 [月曜～土曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)]
なお、家電リサイクル券の料金は、メーカーや大きさ(容量)により異なりますので、郵便局に行く前に必ずご確認ください。

【方法3】指定引取場所までの収集運搬を一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

希望される場合は業者をご案内しますので、ごみ対策課電話(531)5518までお問い合わせください。
料金は、収集日指定の有無や収集場所の階層、メーカー、大きさ等により異なりますので、業者にご相談ください。

▼メーカーが分からない場合など、家電リサイクル券に関するお問い合わせは、(財)家電製品協会家電リサイクル券センター電話0120(319)640
[月曜～土曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時] HP <http://www.rkc.aeha.or.jp>

*生活保護を受給されている方は、収集運搬手数料は減免ですが、「家電リサイクル券」は購入する必要があります。

パソコン

資源有効利用促進法により、使用済パソコンは、回収義務者である事業者等が自社製品の回収・再資源化を実施しています。不用になったパソコンは、各メーカーに回収を申し込んでください。

メーカーがわからない場合のお問い合わせ

一般社団法人パソコン3R推進協会

電話03(5282)7685 [月曜～金曜日(土・日・祝日を除く)、午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)]

HP <http://www.pc3r.jp>

*PCマークが付いている場合は、料金負担なしでメーカーが回収し再資源化します。



バイク

原付(50cc)バイクなどについてはメーカーの自主的な取組みによる二輪車リサイクルシステムがあります。

処理方法は、【二輪車リサイクルコールセンター】にお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター電話03-3598-8075

受付時間 午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始等を除く)

*二輪車リサイクルマークが付いている場合、リサイクル料金の負担はありません。

平成23年10月より、国内メーカー16社が販売したバイクはマークがなくても料金不要です。



その他処理困難物 次の物は、市では処理できません。

- 建築廃材 ■タイヤ ■バッテリー ■土、石 ■消火器 ■大型の金庫 ■医療系廃棄物
- 塗料類 ■ピアノ ■石油 ■農薬など薬品 ■劇薬 ■プロパンガスなどガスボンベ
- コンクリート、レンガ ■自動車・バイク及びその部品など。

○販売店や専門の処理業者に処理を依頼してください。

○室内のリフォームなど業者工事で発生した畳、建具、材木、流し台、洗面台なども処理できません。後片付けも含め、業者へ依頼してください。

不法投棄は犯罪です

テレビ等の廃家電製品や粗大ごみなどをみだりに捨てることは、法律で厳しく禁じられています。空き地や公園、道路などに不法投棄した場合は、5年以下の懲役、1千万以下の罰金(法人は3億円以下)またはその両方が科せられます。



引越しシーズンです。引越しに伴い、出た不用品は、正しい処理方法にて処分してください。

なお、掃除機・ファンヒーター・扇風機・電子レンジなどモーターが付いている家電製品のほか、家具類・ふとん・ミシン・2口以上のガスコンロなどは粗大ごみです。

お申し込みは専用電話へ 電話531-5311 [月曜～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時]